

## 食品中のアフラトキシン検査

当所では、食品中のアフラトキシン検査を行っています。今回は、平成28年11月、12月及び平成29年2月に食品専門監視班が収去した食品の検査結果を報告します。

11月に市内を流通している食品2件(牛乳、特別牛乳各1検体)についてアフラトキシンM1の検査を行いました。

また、12月に6件(アーモンド、カシューナッツ各1検体、アーモンドパウダー、乾燥いちじく各2検体)、2月に5件(クルミ、ターメリック、落花生各1検体、ブラックペッパー2検体)について総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1、G2)の検査を行いました。

検査の結果、表1、2に示すとおり全て不検出でした。

表1 アフラトキシンM1の検査結果

単位:  $\mu\text{g}/\text{kg}$

食品の種類	検体数	検出数	結果	規制値
牛乳	1	0	不検出	0.5
特別牛乳	1	0	不検出	
計	2	0	—	—

(検出限界:  $0.05 \mu\text{g}/\text{kg}$ )

表2 総アフラトキシンの検査結果

単位:  $\mu\text{g}/\text{kg}$

食品の種類	検体数	検出数	結果	規制値
アーモンド	1	0	不検出	10
アーモンドパウダー	2	0	不検出	
カシューナッツ	1	0	不検出	
乾燥いちじく	2	0	不検出	
クルミ	1	0	不検出	
ターメリック	1	0	不検出	
ブラックペッパー	2	0	不検出	
落花生	1	0	不検出	
計	11	0	—	

(検出限界:  $1.0 \mu\text{g}/\text{kg}$ )

### 《アフラトキシンについて》

平成28年4月号「食品中の総アフラトキシン検査」をご参照ください。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/inspection-inf/2016/pdf/160403.pdf>)

### 《アフラトキシンM1について》

アフラトキシンM1は平成28年1月23日から乳に $0.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ の規制値が設けられました。

アフラトキシンM1は人や動物が摂取したアフラトキシンB1が体内で変換された代謝物です。汚染された飼料を摂取した牛の乳(Milk)中に検出されたことからアフラトキシンM1と命名されました。そのため、アフラトキシンM1は乳にのみ規制値が設定されています。

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】